

# 日本のマネロン対策、次の一手

【連載】第6回

## FATF第4次相互審査後の日本の取り組み



KPMG/あずさ監査法人  
金融アドバイザリー事業部  
エグゼクティブ・アドバイザリー  
尾崎 寛

### 行動計画等による取り組みは進捗

2022年6月、FATFは日本の法令等整備状況(TC)の勧告2(国内関係当局間の協力)について、未充足から充足水準へ(PC↓LC)と評価を引き上げた。日本政府は、22年8月のFATF第4次対日相互審査の報告書公表に「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を立ち上げ、「行動計画」(図表1)を公表しており、こうした取り組みが評価された。

また、22年12月に参議院本会議で可決・成立した「FATF

勧告対応法」(注1)もわが国の法整備を後押しする。同法は六つの法律を改正し、これらの改正事項は、「国際的協調の下に防止及び抑止が図られるべき不正な資金等の移動等をより一層効果的に防止し、及び抑止する」という共通の目的を実現するものである。それぞれの内容は相互に密接に関連し、一つの法体系を構成している。

これらにより、マネロンに関連する犯罪の法定刑を引き上げ、大量破壊兵器の開発の支援に関わっていると国連が指定した組織や個人に対し、国内で資産凍結ができるようになる。そのため速やかな施行によって、勧告

5(テロ資金供与)、勧告6(テロリストの資産凍結)、勧告7(拡散金融)など、複数のTC項目の評価引き上げが期待される。また、暗号資産の交換を行う事業者に対して、利用者の氏名などの情報を確認し事業者間での通知義務(トラベルール)を課すことで、資金の流れを追跡しやすくなる。

### FATF勧告対応法でカバーされない課題

しかし、FATF勧告対応法はTC項目のすべてを射程としていない。同法では、勧告8(NPOの悪用防止)、勧告12(重要な公的地位を有するもの、

### 各項目で戦略的な取り組みが必要

FATF相互審査では、すべての評価項目について一気に合格水準を目指すのは現実的ではなく、各国の法制度や直面しているリスクに応じて対応も変わってくる。

しかし、第5次相互審査で「通常フォローアップ」を目指すならば、TCの重要勧告(注2)のみならず関連する有効性評価項目(IO、注3)について、さらなる官民での取り組みが必要だろう。特に、第5次相互評価で重要な項目は、非金融特定事業者によるリスク低減策と監督の強化、法人および法的取極(信託等)の実質的支配者の透

PEPs)、勧告24(法人の実質的支配者)、勧告25(法的取極の実質的支配者)、勧告22・23・28(非金融特定事業者II DNFBPs)に対応する法令改正を含んでいない。法令改正を伴わない方法でのTC評価の引き上げは、戦略的に取り組みないと相当厳しい結果となるだろう。

〔図表〕

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画の概要（抜粋）

項目	具体的な対応
①リスク評価および政策会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>国のリスク評価書を刷新する。</li> <li>「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置する。</li> </ul>
②金融機関等の監督強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関等に対するリスクベースでの検査監督を強化する。</li> <li>マネロン等対策に関する監督ガイドラインを更新・策定する。</li> </ul>
③金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る義務の周知徹底を図ることで、金融機関等のリスク理解を向上させ、適切にリスク評価を実施させる。</li> </ul>
④金融機関等による継続的顧客管理の完全実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引モニタリングの強化を図るとともに、期限を設定して、継続的顧客管理などリスクベースでのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化を図る（金融庁マネロン・ガイドラインの対応期限は24年3月末）。</li> </ul>
⑤取引モニタリングの共同システムの実用化	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引時確認、顧客管理の強化および平準化の観点から、取引スクリーニング、取引モニタリングの共同システムの実用化を図るとともに、政府広報も活用して国民の理解を促進する。</li> </ul>
⑥実質的支配者情報の透明性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>商業登記所が株式会社の実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する制度を開始する（22年1月から実施済み）。</li> <li>当該情報の一元管理に向けた検討を実施する。</li> </ul>
⑦資産凍結およびNPOの悪用防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量破壊兵器拡散にかかわる居住者の資産凍結を実施する法制度の整備について検討し、所要の措置を講じる。</li> <li>NPOに係るリスク評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施する。</li> </ul>

（出所）財務省公表資料から筆者作成。

明性の向上、非営利団体の悪用防止といった法令整備項目（TC）と、法執行関係やテロ資金供与、拡散金融に関するIOの評価の引き上げにつながる施策の戦略的な取り組みが必要になる。

マネロン等対策は、違法な活動の資金源を絶つことにより、健全な経済活動を保護・発展させ、また、安全で安心して暮らせる社会を構築するといった、積極的な目的のために主体的に行うものである。また、リスクに応じたマネロン対策等の強化は、わが国の国際金融センターとしての地位向上のためにも重要だ。こうした積極的な理念と目的も忘れてはならない。

今年わが国がG7議長国であることも踏まえ、FATFが定める国際的な基準等に沿ったマネロン等対策の高度化のため、引き続き、関係省庁と官民が一丸となって、主体的に取り組みを進めていくことが極めて重要である。

（本稿の意見に関する部分は筆者の個人的見解である）

（注）1 前・内閣官房FATF勧告関係法整備検討室内閣参事官野村宗成「マネロン対策強化のための「FATF勧告対応法」」（週刊金融財政事情23年2月14日号）参照。

2 勧告3（資金洗浄の犯罪化）、勧告5（テロ資金供与の犯罪化）、勧告6（テロ資金供与に関する金融制裁、資産凍結）、勧告10（顧客管理措置）、勧告11（記録保存）、勧告20（疑わしい取引の届出）は「ビッグシックス」と呼ばれる重要勧告であり、これらのうち三つ以上が未充足（NC、PC）となった場合は、要監視対象国となる。日本は第4次相互審査において、勧告5と6が未充足（PC）である。

3 第5次相互審査では、非金融特定事業者（DNFBPs）の監督と事業者のリスク低減措置が、金融と分離し独立した一つの有効性評価項目になる可能性があることに留意すべきだ。また、日本は第4次相互審査で、IO・7と11の法執行に関する五つの有効性項目が未充足であり、この点も、関連する法令改正の早期施行と着実な運用によって、有効性評価の向上につながる対応が期待される。